

売上が大幅に減少した事業者の皆さまへ

営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金を支給します

茨城県では、令和3年4月から6月の県独自の営業時間短縮要請および外出自粛要請の影響を受け、売上が大きく減少した事業者の方を対象に一時金を支給します。

対象者 令和3年4月から6月のいずれかの月の売上が、前年または前々年の同月比で30%以上減少した、次のいずれかに該当する県内事業者

- ①営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある事業者
- ②外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者（ホテル・旅館、学習塾、理美容店等）

※令和3年1月から2月分の一時金を受給した事業者や、感染拡大市町村以外に所在する事業者も申請できません。

※飲食店への営業時間短縮要請を受けた事業者は対象外です。

支給額 1事業者あたり一律20万円（1回限り）

申請方法 8月31日（火）までに、県ホームページからの電子申請、または簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法により、下記の宛先まで書面申請にてお申し込みください。

【〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県事業者支援一時金審査デスク 宛】

主な添付書類

- ・令和元年または令和2年の所得税、もしくは法人税の確定申告関係書類の写し
- ・対象月（令和3年4月から6月のいずれか）の売上が確認できる売上台帳等の写し
- ・振込先口座の通帳の写し（名義、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号が記載されたページ）
- ・本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）の写し ※個人事業者のみ
- ・時短営業に協力した飲食店との取引証拠書類の写し ※該当する申請者のみ

※詳細は、県ホームページをご覧ください。問合せ先までお問い合わせください。

申請先・問合せ 茨城県事業者支援一時金相談窓口

☎029-301-5558（受付時間／平日、午前9時～午後5時）

子育て世帯生活支援特別給付金の申請を受け付けています

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一部の子育て世帯を支援することを目的とした、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

対象児童 平成15年4月2日から令和4年2月28日までに出生した児童

※一定障害児の場合は、平成13年4月2日から令和4年2月28日までに出生した児童

支給対象者 次のいずれかに該当する方

●子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

- ①公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で収入等の基準を満たしている方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準と認められた方
- ③令和3年5月分以降の児童扶養手当新規受給者

●子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

- ①対象児童を養育する公務員のうち、令和3年度の住民税が非課税の方
- ②対象児童のうち平成17年4月2日以前に出生した児童のみを養育している方で、令和3年度の住民税が非課税の方
- ③令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、令和3年度の住民税が非課税の方と同様の事情と認められた方

支給額 対象児童1人あたり5万円

申請期限 原則、令和4年2月28日（月）

※申請方法や必要書類については、町ホームページをご覧ください。福祉こども課までお問い合わせください。なお、すでに受給されている方は、対象となりません。

申請先・問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265（直通）

総合・集団健診、婦人科がん検診の予約はお済みですか？

今年度の総合・集団健診、婦人科がん検診は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、完全予約制で実施しています。8月以降の日程は、次のとおりです。

◇総合健診(胃がん検診あり)

日 程	場 所	受付時間
8月25日(水)	七会保健福祉センター	7:30～11:30
9月7日(火) ※今年度最後の胃がん検診	常北保健福祉センター	

健診項目 特定健診、高齢者健診、結核検診、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診

◇集団健診(胃がん検診なし)

日 程	場 所	受付時間
8月5日(木)、6日(金)、19日(木)、9月3日(金)、8日(水)、9日(木)、29日(水)	常北保健福祉センター	9:30～11:30 13:30～15:30
8月3日(火)	七会保健福祉センター	
8月20日(金) ※夜間健診	常北保健福祉センター	16:30～19:30

健診項目 特定健診、高齢者健診、結核検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診

◇婦人科がん検診

日 程	場 所	受付時間
8月26日(木)、27日(金)、9月1日(水)、16日(木)、21日(火)、22日(水)、28日(火)、30日(木)	常北保健福祉センター	10:00～10:30(乳がん検診のみ) 12:30～13:20
9月14日(火)、15日(水)	桂 公 民 館	12:30～13:20
10月13日(水)	七会保健福祉センター	

検査項目 子宮頸がん検診(20歳以上)、乳がん検診(超音波検査:30～59歳、マンモグラフィ:40歳以上で令和3年度中に偶数年齢になる方〔41歳でクーポン券が届いている方は受診できます〕)

申込期限・申込方法 8月31日(火)までに、電話にてお申し込みください。

※予約の空き状況や料金など、その他の詳細については問合せ先までお問い合わせください。

申込先・問合せ 健康保険課 健康増進グループ(常北保健福祉センター内) ☎029-240-6550

サツマイモ基腐病の発生に注意しましょう

サツマイモ基腐(もとぐされ)病に感染した可能性のある苗が、県内にも出荷されていることが判明しました。家庭菜園向けにも販売されていて、不特定多数の方に行き渡っている可能性があることから、サツマイモ基腐病への防除対策をお願いします。

該当品種 ベニアズマ

県内における出荷先販売店

・常陸大宮市 箕川種苗店 ・銚田市 吉田屋種苗店 ・土浦市 土浦農芸株式会社

出荷時期 4月18日～5月28日

<病気の特徴>

糸状菌(カビ)により引き起こされ、保菌した苗・イモ・残さ(葉や茎の残がい)などが伝染源となります。圃場で発病すると、発病株に形成された孢子が風雨や圃場の停滞水などにより周辺の株に広がり、感染が拡大していきます。

<発病を確認した場合の対処>

発病株を見つけた際には早急に抜き取り、その場でビニール袋などに入れて、圃場外に持ち出して処分してください。また、伝染を予防するために、令和3年6月現在で登録のある農薬、「ジーファイン水和剤」「Zボルドー」「アミスター20フロアブル」を使用基準に従って適切に散布してください。

<防除対策>

定植して2か月後から月2回程度、地上部の生育に異常がないかを確認してください。葉の変色、株元の茎の黒変など疑わしい症状がみられたら、すぐに農業改良普及センターまでご連絡ください。

問合せ 笠間地域農業改良普及センター ☎0296-72-0701

都市計画道路の変更に係る公聴会の開催について

常北都市計画道路の変更案を作成するにあたり、都市計画法の規定に基づく公聴会を次のとおり開催します。公聴会で意見を述べることを希望する方は、公述申出書を提出してください。申込者が多数の場合は、意見内容を考慮のうえ公述人を選定します。なお、公述申出者がいない場合は、公聴会は開催しません。

日 時 9月1日(水) 町公聴会：午前10時から 県公聴会：午後1時30分から

※受付開始は、各公聴会の開始30分前から

場 所 城里町役場 3階 304会議室(城里町石塚1428-25)

案件内容

- | | | | |
|-----|---------------|--------------|-----------|
| 町案件 | 1. 田町線の変更 | 2. 中央線の変更 | 3. 青山線の廃止 |
| 県案件 | 1. 池の内・片山線の変更 | 2. 米沢・風隼線の変更 | 3. 増井線の変更 |

公述申出期間および関係図書閲覧期間

8月16日(月)～25日(水) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日を除く)

※公述申出書の提出については期間内必着とします。

関係図書の閲覧場所 茨城県土木部都市局都市計画課、城里町役場都市建設課

※各ホームページでも閲覧できます。

申出方法

閲覧場所、または各ホームページから入手した公述申出書に必要事項を記入のうえ、上記の公述申出期間内に次の提出先まで郵送または直接持参してください。

提出先・問合せ

＜町案件に関すること＞ 城里町役場 都市建設課(〒311-4391 城里町石塚1428-25)
☎029-288-3111(内線278)

＜県案件に関すること＞ 茨城県土木部都市局都市計画課(〒310-8555 水戸市笠原町978-6)
☎029-301-4588



※町長コラム※

公共事業は町にどれくらいの負担があるの？

町のお財布事情など、町長が町民の皆様へお伝えたいことを不定期に掲載していきます。

広報しろさと5月号のコラムでは、環境センター新築工事における町の負担が、8.9%であることを説明しました。では、近年の主な公共事業においてはどうかを下表にまとめてみました。これを見ると、どの工事においても城里町の負担割合は約1～3割くらいになっていることがわかります。近年、大きな公共工事が多く行われているのに、町の財政が健全であったのは、国・県の補助金等の活用により、町の負担が少なかったからです。環境センター新築工事については、それでも2億円を超える負担となっていますが、老朽化した施設を建て替えたことで、年間数千万円かかっていた修理費が当面はかからなくなるため、プラスの財政効果もあるのです。公共事業が町の財政に与える影響を考えるとときには、単に工事費の大きさだけでなく、国・県の支援やメンテナンス費用など、広い視野での判断が必要になってきます。

工 事 名	工事金額	国・県 補助金等	町負担額	町負担割合
環境センター新築工事	29億4,408万円	26億8,190万円	2億6,218万円	8.9%
衛生センター改修工事	5億1,084万円	4億7,482万円	3,602万円	7.1%
桂中学校体育館新築工事	5億8,675万円	4億2,299万円	1億6,376万円	27.9%
小・中学校エアコン整備	3億 134万円	2億1,342万円	8,792万円	29.2%
七会町民センター改修工事 (サッカー場整備工事含む)	3億4,228万円	2億5,355万円	8,873万円	25.9%
七会診療所新築工事	2億5,497万円	1億7,264万円	8,233万円	32.3%

※工事金額には、設計・監理費が含まれます。

※国・県 補助金等には、起債による交付税措置額が含まれます。